

入札説明書

この入札説明書は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号及び件名 下表のとおり

入札番号	入札件名
第1号	静岡県医療健康産業研究開発センター北棟1階休憩室・飲料自動販売機2台設置貸付料
第2号	静岡県医療健康産業研究開発センター北棟1階休憩室・食品自動販売機1台設置貸付料
第3号	静岡県医療健康産業研究開発センター中央棟3階交流ホール前・飲料自動販売機2台設置貸付料

(2) 入札件名の内容等 仕様書及び図面のとおり

(3) 契約期間 令和元年7月1日から令和3年3月31日まで

(4) 設置場所 静岡県駿東郡長泉町下長窪地内
静岡県医療健康産業研究開発センター（ファルマバレーセンター）

2 競争入札参加条件

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本自動販売協会又は同協会東海支部の正会員である者。
- (2) 入札日において、行政官庁から入札参加基準に係る指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は次の入札

説明会において説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 入札説明会開催日 令和元年5月10日(金)午後2時

イ 開催場所 静岡県駿東郡長泉町下長窪1002-1
静岡県医療健康産業研究開発センター 大会議室

(2) 入札及び開札の日時並びに執行場所は次のとおりとする。

ア 入札日 令和元年5月23日(木)午後2時

イ 執行場所 静岡県駿東郡長泉町下長窪1002-1
静岡県医療健康産業研究開発センター 大会議室

(3) 入札書は、別紙様式により作成し、封印の上、表面に「入札番号、入札件名、入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して、上記(2)の日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

表面記載例：「入札番号第1号 静岡県医療健康産業研究開発センター北棟1階休憩室・飲料自動販売機2台設置貸付料入札書在中」

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、販売価格に対する貸付料率を小数点以下第一位まで記載すること。

(7) 落札者の決定

入札を行った者のうち、最高の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき同貸付料率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(8) 入札結果の通知

開札し、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び貸付料率を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に口頭で知らせる。

4 入札保証金及び契約保証金は免除する。

5 契約の締結

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内に契約を締結しなければならない。契約書の作成は、落札者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(2) 落札者は、令和元年6月30日(日)に自動販売機を設置しなければならない。

(3) 契約条項は、落札者が契約締結権者と協議して定める。

6 入札者に求められる義務

入札をした者は、入札後、この説明書、仕様書等及び現場等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

7 本調達に関する照会先

〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪1002-1

公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構 施設部

電話番号 055-980-5533

静岡県医療健康産業研究開発センター自動販売機設置に係る仕様書

1 募集条件

所在地：静岡県医療健康産業研究開発センター（駿東郡長泉町下長窪1002-1）

貸付期間：令和元年7月1日～令和3年3月31日

入札番号	設置場所	設置位置	設置品目
第1号	北棟1階 休憩室	別紙 図面	A 飲料 1台：密閉式 複数メーカーの商品とすること 災害・緊急時対応仕様とすること
			B 飲料 1台：密閉式 単一メーカーの商品でもかまわない
第2号	北棟1階 休憩室	別紙 図面	C 食品 1台：給湯機能なし
第3号	中央棟3階 交流ホール前	別紙 図面	D 飲料 1台：密閉式 単一メーカーの商品でもかまわない
			E 飲料 1台：密閉式 単一メーカーの商品でもかまわない

2 設置場所の貸付条件

- (1) 「飲料」はジュース、コーヒー、茶、水等とします。（牛乳、酒類を除く）
- (2) 「食品」はカップ麺、菓子、パン、冷凍食品、栄養食品等とします。
- (3) 内容物の容器は缶、ペットボトル、ビニール、紙パック等で密閉された容器とします。
- (4) 設置する清涼飲料水販売機は全てユニバーサルデザイン仕様としてください。
- (5) 省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷に配慮した機種の設定に努めてください。
- (6) 電気料は設置者の負担とします。電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に指定管理者が算定した電気料を、指定する日までに納入してください。
- (7) フルメンテナンスのサポート体制としてください。（設置、自販機管理、空き缶回収、衛生管理、トラブル対応等アフターサポート）
- (8) 空き缶等の回収は週1回以上とし、回収箱が溢れないよう対応してください。
- (9) 特段の仕様変更等がない限り令和3年3月末まで契約の更新とします。
- (10) 期間中、消費税率の変更がある場合には、商品価格の改定を協議することとします。
- (11) 具体的な商品内容等については、設置者決定後に調整することとします。

3 公募説明会

- (1) 日時：令和元年5月10日（金）14時～
- (2) 場所：静岡県医療健康産業研究開発センター中央棟3階 大会議室
（駿東郡長泉町下長窪1002-1）

4 入札執行日

令和元年5月23日(木)14時～

5 設置期限

令和元年6月30日(日)

6 施設に関する補足事項

- (1) 常駐職員数 約370人：企業・団体12機関
※共有エリア(食堂横)及びリーディングパートナーゾーン(対象約230人)に飲料自販機あり
- (2) 開館時間 一般・貸館来館者：8:30～21:00
入居企業：24時間出入可能(夜間警備有)
- (3) 施設2階食堂開店時間：11:30～13:30
- (4) 貸会議室の定員

会議室	室数	1室最大定員
交流ホール	1	246人
大会議室	1	100人
中会議室	4	36人
小会議室	4	20人

- (5) 施設に自動販売機用の非常電源はありません